

2014年度調査研究活動実績報告書（会派分）

県民クラブ
代表 坂本茂雄

本年度の政務調査研究に関する主な活動の実施状況は以下のとおりである。

（詳細は別添のとおり）

1 南海トラフ地震対策関係についての調査研究

（1）防災・減災対策の啓発・防災学習について

「命を守る～災害医療について」

「京大防災研公開講座で災害メカニズムと備えについて学ぶ」

（2）台風災害から被災者支援制度の拡充へ

2 障害者権利条約の批准から障害者就労支援についての調査研究

3 社会的包摂のあり方についての調査研究

（1）反差別・人権について

（2）「ひきこもり」支援について

（3）『職場と酒』をテーマに酒害を生む職場について

（4）タウンモビリティの拠点作りについて

4 公共交通政策についての調査研究

5 公契約条例についての調査研究

1 南海トラフ地震対策関係についての調査研究

(1) 防災・減災対策の啓発・防災学習について

「命を守る～災害医療について」



6月20日、高知大学医学部で開催された災害医療講演会に出向き、東日本大震災時に災害医療コーディネーターとして石巻赤十字病院で活動された東北大学の石井正先生の「石巻医療圏における東日本大震災への対応と次への取り組み」についてお話を聴かせて頂き、大変参考になりました。

昨年8月にも石巻赤十字病院を訪ね、高橋災害救護係長にお話を伺っていましたので、より詳しくイメージアップしながら聞くことができました。

高知県も災害時医療救護計画の見直し検討を行っていますので、より現実的な計画の見直しとそれを現場で具体化できる人材を育てていくことが求められるのではないかと思いますところでは。

「京大防災研公開講座で災害メカニズムと備えについて学ぶ」

8月29日、京都大学防災研究所第25回公開講座「災害のメカニズムを学び、防災対策に役立てよう！ー地元目線で考える複合災害」に出席し、南海トラフの巨大地震・津波、台風・高潮災害、土砂災害といった様々な自然災害リスクなど、下記のテーマについて学ばせて頂きました。

「太平洋岸における台風と竜巻」 高知大学教育研究部 自然科学系教授 佐々 浩司

「南海トラフの巨大地震と津波ー最新の研究成果と政府の考え方ー」

京都大学防災研究所 教授 橋本 学

「近年の豪雨の特徴」

京都大学防災研究所教授・田中茂信

「山々に潜む深層崩壊の危険性ー如何にその兆候を捉え、将来に備えるかー」

京都大学防災研究所 教授 松浦 純生

「単一の最大クラスシナリオは想定外を無くせるかー漸増津波氾濫解析による幅のある想定への勧めー」

京都大学防災研究所 助教 安田 誠宏

「東南海・南海地震の揺れに備えるー壁柱補強工法の勧めー」

京都大学防災研究所 教授 川瀬 博

「あきらめない、油断もしない、お任せしないー津波避難対策のポイントー」

京都大学防災研究所 教授 矢守 克也

「複合災害にしなやかに対処するためにー事前復興計画の重要性ー」

京都大学防災研究所 教授 牧紀男

中でも「東南海・南海地震の揺れに備えるー壁柱補強工法の勧めー」でお聞きした内容をもとに、耐震化の促進化について、一室耐震化の採用などについて議会質問で引用させて頂きました。



(2) 台風災害から被災者支援制度の拡充へ

今回の大雨では徳島と本県合わせて最大で約52万人に避難勧告が出されました。特に高知市は、市内全域に避難勧告を出して警戒を呼び掛けたが、受け入れのあり方など避難所での課題はなかったのか、勧告が長期間継続した場合のあり方など、教訓とすべき事はなかったのか。

また、台風12号に続いて11号が県下にもたらした爪痕の大きさが徐々に明らかになっています。

ハード面での施設改善やソフト面での防災会や個人の備えの格差や災害後の復旧過程の心理面など明らかになった面もあろうかと思えます。それらをきち



んと集約しながら取り組んでいきたいと思えます。

9月定例会に向けて、被災者支援制度について調査研究し、拡充を求める質問を行いました。

また、高知市鏡的湊小塩団地对岸の斜面崩壊における復旧工事と避難生活の関係などについて、引き続き調査することとしています。



2 障害者権利条約の批准から障害者就労支援についての調査研究

7月9日～11日の間開催された「全国社会就労センター総合研究大会」に参加し、「優先調達推進法」「障害者総合支援法」に代表される障がい者就労にかかる制度改革議論の方向性について、「障害者権利条約」が批准され、その理念を踏まえた取り組みが求められることを念頭に、議論・共有化を図ることを目指した内容でした。

学んだことは議会質問の参考としました。

3 社会的包摂のあり方についての調査研究

(1) 反差別・人権について

1月16日に、開催された第7回部落解放・人権講演会に参加し、ジャーナリストの中村一成氏から「ヘイトクライムに抗して～ヘイトスピーチの実態と差別禁止法整備の課題」についての講演をいただき、都道府県議会における意見書採択が進んでいない中、県議会での意見書採択に向けた関係者との協議を重ねました。

その結果、「いわゆるヘイトスピーチ（憎悪表現）に反対し、根絶を求める意見書」を2月定例会に提出し、全会一致で可決されました。

(2) ひきこもりが問題でない社会について

1月12日「ひきこもりフューチャーセッション・庵in高知」に参加しました。

このセッションは、日頃から「ひきこもり」について、学ばせて頂いているNPO法人「全国引きこもりKHJ親の会」の県支部「やいろ鳥の会」の主催で行われたもので、東京以外で開催されるのは初めてとなります。

「庵」は、「ひきこもりが問題でない社会」のつくり方を模索することを目的にしている、当事

者や家族、多様な関係者を招いて、立場を超えて対話を通じ、アイデアを出し、答えはみんなの中にあるということ、受け止めあうということ、「あなたにとっての『やいろ鳥の会』」「こんな居場所があったらいいな」「高知の良いところについて話そう」「フリースペース」のテーマに、出入り自由で、まさに自由に語り合われました。

引きこもりの問題を長年取材し、フューチャーセッションをこの問題に取り入れ東京を中心に活動するジャーナリスト・池上正樹さんの「当事者の中に起こっていることを知る。そのことを出せる場、受け止める場はあるのか。」という投げかけも含めて、このセッションの持つ意味も理解ができました。

限られたテーマでしかお聴きできませんでしたが、2015年度予算編成に向けて、高知の居場所の存続の危機感を当事者や親の皆さんが抱えている中で、どんな居場所が求められているかということでも、さまざまな見方があることも感じさせられました。

そんな中で、当事者から出されていたのは「段階によって必要な居場所は違うのでは」「誰もが集まれる場で、親やスタッフの皆さんも、元気になれる場でないと意味がない。親が参加して疲れると子は大変な気持ちになる」というのも重要な視点だと思いながら聞かせて頂きました。

そういう意味では、高知の居場所のあり方についても、そんな声を大事にしながら発展させていくことこそが求められているのに、当事者達に存続の危機感ばかりを抱かせる県の姿勢はこのままでいいのかと思わざるをえず、2月定例会で質問し、新たな居場所確保につながっています。



(3) 『職場と酒』をテーマに酒害を生む職場について



7月27日に、高知アルコール問題研究所主催の第42回酒害サマースクールに参加しました。

今年のテーマは「職場と酒」で、元労働基準局局長の大野義文さんを講師に、県庁職場などの厳罰主義のことや仕事と酒の兼ね合いのことなど、いろんな視点から考えさせて頂きました。

午後からは、依存症の当事者と向き合ってきた友人、依存症の夫と向き合ってきた妻、そして、当事者の方達がそれぞれの体験の中から感じてきたことを報告されました。講師の大野さんが、その発表の中に共通することとして「支えなくして、この病気からの回復はない」こと「支えが、友人であったり、家族であったり、自助グループであったり」するわけだが、その意味でも三つの「間」である「仲間」「時間」「空間」を職場の中に取り戻すことができるかどうかにかかってくるのではないかと、このことを、「職場と酒」の課題として考えさせられました。

34回講師のJRバス関東元会長の山村さんは「県庁などが厳罰主義で懲戒免職にして追放するのは無責任である。その原因を追求し、依存症としての飲酒運転であれば、教育に結びつけ、治療するのが責任ある立場のものがすることだ。組織が作った依存症かもしれないのだから。管理するものにはそういうことが分かってもらわなければならない。」という言葉の思い出しながら、厳罰主義を貫徹しても、飲酒運転が繰り返されるといふ組織の中で、職場の組織風土として確立することが、求められているのではないかと考えさせられました。

(4) タウンモビリティの拠点作りについて

大型の店舗や商店街、街の中心部において、歩行が不自由な高齢者や障がい者に電動三輪車、電動スクーター、電動車いすなどを無料で貸し出し、買い物だけでなく、街を散策する手段と環境を支援する取り組み「タウンモビリティ」が、高知市中心商店街で、実施され始めてからおよそ3年が経ち、昨年1月からは土佐セレクトショップ「てんこす」にて、毎月第2土曜に継続開催されています。

この取り組みを主催されているNPO法人福祉住環境ネットワークこうち「タウンモビリティ運営委員会」の笹岡さんから、タウンモビリティステーションは、単に移動のサポートをする場ではなく、専門知識を持つスタッフ（理解者）がいること、集う場があること、情報があることが重要で、それが障がい者、高齢者、子育て世代が街へ出掛ける魅力につながり、誰もが安心して利用できる中心商店街の実現につながる効果があると言うことや「今後の目標」である「ニーズにあわせた利用者の増加を図る」「月に1回から、頻度を増やし、まちのユニバーサルデザイン意識の向上につなげる」「空き店舗等を活用し、市民、観光客にも対応でき、障害者、高齢者が集える拠点となる場所を中心商店街の中に常設する」ことを目指されていることのお話を聴かせて頂きました。



そして、5月10日のタウンモビリティ実施を見学させていただきました。

「てんこす」前では、スタッフ9人、ボランティア39人（内学生33人）の方々が打合せをし終えた頃に、利用者8人の方が順次参加してこられて、各組で商店街利用に出向かれたり、商店街のバリアフリー調査をされたりと賑わっていました。

高齢者や障がいのある方が、普通に利用できる人にやさしく、また出かけてきたい商店街が街の中心部にあれば、そこには人と人との交流と賑やかさの再生が図れることになるだろうと感じたところです。しかし、てんこす前という場所から、行き交う買い物客などにも気兼ねしながらの取り組みには多くのご苦勞も感じられます。

そんな取り組みの拠点づくりのための支援について、9月定例会で質問をし、2015年4月にステーションの開所に結びつきました。

4 公共交通政策について

「公共交通制度の拡充を追い風にした交通まちづくりを」

土電と県交通の統合議論の参考とするため、7月17日、東京で開催された「公共交通制度の拡充と地域の利活用戦略・戦術」をテーマにした研究会に参加してきました。

各講師からは、次のような課題で、濃密なお話がありましたが、常に高知における中央地域の公共交通のあり方を念頭に置きながら、聞かせて頂きました。

ある講師と名刺交換した際に、土電と県交通の統合問題に話題が及び、「悪い状態同士の会社が統合して、いい結果が



残せた事例はあまりないので、よく注視して行って下さいね。」と言われました。

また、お話を聴くにつけ、土電、県交通の統合新会社の骨格を固める設立委員会が15日発足したところですが、本質的にやらなければならない中央地域の公共交通のグランドデザインを描くということこそが、求められているような気がしたところです。

なお、ここで学んだことも9月定例会の質問に反映させて頂きました。

【第一講座】中央大学研究開発機構教授秋山哲男氏

「公共交通制度の制定・充実とこれからの交通まちづくり～交通政策基本計画と自治体主体の交通網再編・自家用有償運送、交通まちづくりの近未来～」

1. 交通政策基本制度と自治体・事業者
 - ①交通政策基本法と都道府県
 - ②交通政策基本法と市区町村 地域
 - ③交通政策基本法と交通事業者等
2. 改正地域公共交通活性化・再生法、分権法の要点と自治体・地域・事業者
 - ①地域公共交通活性化・再生法改正と自治体・地域・事業者
 - ②地方分権法：自家用有償運送と自治体への期待
3. コンパクト都市法と交通まちづくり
 - ①コンパクト都市法と交通政策の連携
 - ②自治体の交通まちづくりへの期待と効果
4. 高齢化・人口減少社会—自治体交通まちづくり政策の展開へ向けて

【第二講座】交通ジャーナリスト鈴木文彦氏

「地域公共交通の活力創造—高齢化・人口減少時代の交通事業と地域・行政・事業者のコラボ～地域力を生かした多様な路線バス、コミュニティ交通、デマンド交通—活力創造への挑戦～」

1. 地域公共交通を取り巻く環境変化の特徴
2. これからのあり方を先取りした山口市の公共交通政策
3. バス・タクシーの業界変化と地域との関係
4. 地域住民主体の生活交通の取り組み
5. 多様な交通モードの選択と配置
6. 地域力を生かした地域交通の活力創造

【第三講座】(一社)日本民営鉄道協会常務理事関口幸一氏

「コンパクトシティと人口減少社会の鉄道経営」

1. コンパクトシティに向けた街づくり
2. 通勤通学客の減少
3. 高齢者の増加
4. 訪日外国人の増加
5. 地方自治体との協力
6. 地域インフラとしての再生

【第四講座】東京交通新聞編集局長武本英之氏

「個別公共交通のタクシーから地域交通を考える～改正タクシー特措法の意義・効果と公共交通としてのタクシーサービスを展望する～」

1. 今なぜ、地域交通の法制度改正が相次いでいるか。
～「改正タクシー特措法、交通政策基本法、改正地域公共交通活性化・再生法、地方分権法、コンパクト都市法の狙いは一つ～」
2. 何がどう、改正タクシー特措法で変わるか、を見る。
3. さらに、タクシー協議会と自治体の関連性を問う。

4. さらに、タクシー運賃を世界標準とするには。
5. 最後に、マイカーがなければ生活できない社会に公共交通はどうコミットするか。

「土電・県交通統合新会社発足に県民が合意できる審議を」

「中央地域公共交通再構築検討会」については、可能な限り傍聴しました。議会での審議の参考としてきました。

土電と県交通の両社は、株主や自治体への協力要請、労組・従業員対応などの経過とともに取引金融機関に要請していた計6金融機関に求めていた約26億～28億円の債権放棄で同意を得られたことが報告されました。

続いて、四国銀行、県、高知市からこれまでの検討状況を報告されましたが、今回の再生スキームが「金融機関の債権放棄」と「自治体の出資」が前提となっているだけに、いずれにも「苦渋の判断」が迫られ、統合に向けた「新会社設立」の目処を付けるしかなかったと言わざるをえません。



この間の審議から感じられたのは、10月ゴールを目指して走っているのは、事業者、金融機関、自治体で新会社の最大株主となる県民が大きく遅れていることを懸念してきたが、最後までそのことは払拭されないまま進んでいるように思えてなりませんでした。

10月新会社が設立されたときに、県民にとっての公共交通の新たな利便性と持続可能性がどれだけ具体化されたかということこそが問われているのではないかと感じていました。

(4) 公契約条例について



高知市で成立した公共調達基本条例の改正によって、高知市発注公共工事で働く労働者の賃金下限額を定めるよう改正された直後でもあった10月4日～5日にかけて尼崎市で開催された「公契約条例セミナー IN 尼崎」に出席し、先進的な自治体からの報告や市民サービス向上や品質確保、地域経済の活性化、労働者の雇用の安定、賃金水準の確保など、公契約（自治体と事業者の契約）のあり方について学ぶことができました。

日程の最後には、根本野田市長の「公契約条例を全国に広げよう」の記念講演もあり、参考になる現在の

課題も見えてきたように思います。

参加した分科会「公契約条例と地域活性化」－公契約条例を制定した思い－では、これまでに制定してきた福岡県直方市、兵庫県三木市、奈良県の担当課長から、生みの苦しみについてお話を伺いました。

また、急遽、第1分科会「いまなぜ公契約なのか」－公契約条例の目指すもの－で、高知市の条例改正に至った経過などの報告を求められました。現在、賃金下限設定自治体は高知市を含めて12自治体ということになったそうです。

「公契約条例」で目ざされているのは、官製ワーキングプアの防止など、労働条件・労働市場の面、就職困難者等の社会参加の促進という社会保障・社会福祉の面、地域経済の活性化、また、「公正な競争」など公共調達を通じた政策意図の反映であることではないかとの課題がどのように追求され、具体化されようとしているのかとの提起は、全ての分科会でも共通したテーマとして討議さ

れていたようでした。

まとめでは、条例制定すれば終わりではなく、どのように定めた内容を担保していくかと言うことが、制定自治体で問われています。それは、「賃金チェックのあり方」「対象業務のあり方」「公契約条例にモデルはない。しかし、考え方の統一性は持ちたい」「まず、つくる。しかし、同床異夢ではダメ、むしろ呉越同舟ぐらいの方向性は必要」ということを念頭に置いた全国の闘いが求められていました。

公共事業、委託業務などの発注先労働者の過酷な雇用関係と労働実態、さらには自治体の内部にある非正規公務員の雇用環境の過酷さも闘いの経験とともに訴えられていました。

さまざまな闘いの経験と交流を通じて、「労働者のためだけでなく、事業者のためでもある公契約条例。労働者も事業者もハッピーになることを目指そう」という、第三分科会のまとめの言葉に、ヒントもあるのかと思いながら、セミナー実行委員の一人として会社経営者の方が名を連ねられていた意義を感じたことでした。

なお、ここで学んだことを踏まえて、2月定例会代表質問でこの課題について取り上げました。